

2005年10月6日

北海道大学
総長 中村 睦男 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 坂下 明彦

寒冷地手当に関する団体交渉申し入れ書

北海道大学は2004年10月26日、2004年8月に出された人事院勧告通りに「寒冷地手当額の引下げ・分割支給」とするよう就業規則を変更しました。その理由は、「大学法人の給与は、社会一般の情勢に適合したものとなるよう要請されており、人事院勧告が社会一般情勢を反映している」とするものです。しかしながら、就業規則の不利益変更は原則として許されるものではありません。団体交渉の席上、労務担当理事は「今年度は支払う財源はある。就業規則の不利益変更であることは承知している」と明言しました。

組合は、寒冷地手当額の引下げ・分割支給という「労働条件の一方的不利益変更」はとうてい容認できません。団体交渉での解決が見込めないため、北海道労働委員会に「不当労働行為救済」を申請し現在審査中であり、結論がまだ出ていません。

就業規則の変更により今年度の寒冷地手当は、灯油価格の高騰にもかかわらず昨年度の支給額から更に2万円の減額となります。

よって、下記の「要求事項」で早急に団体交渉に応じるよう要求するものです。

要求事項

1. 2004(平成16)年度の手当減額分を一時金で支給すること
2. 早急に就業規則を改正し、当初の寒冷地手当額・支給方法に戻すこと